

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに雇用され、B会社C工場においてフォークリフトの運転業務等に従事していたが、右腰から右足ふくらはぎにかけて痺れと痛みが発生したため、平成○年○月○日D整形外科に受診し、「外傷性腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、本件疾病の発症は、フォークリフトの運転業務に従事したことによるものであると主張するものである。

(2) 腰痛等の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、労災保険制度による保険給付の対象となる疾病は、その発症が業務との間に相当因果関係が認められることが必要であって、この場合の因果関係は、就労中に発症した等の単なる因果関係を意味するものではなく、業務がその発症に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要である。

上記のこと等から、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は、「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考え、認定基準に照らし、本件について検討する。

(3) 請求代理人は、平成〇年から〇年頃アルミ塊を持ち上げた際に、腰痛を発症したと陳述しているが、同事故は本件疾病発症から6年以上も前のことで、その後、請求人は就労していることから、同事故をもって本件疾病の発症原因であると判断できない。

(4) 請求人は、フォークリフト運転中の振動や衝撃等が腰部に負荷を与えたと主張している。同負荷が腰部に悪影響を与えたことは否定できないところであるが、請求人が従事したフォークリフトの運転業務の内容等は、認定基準に定める「腰部に負担のかかる業務」とはいえず、同負荷が本件疾病の発症に相対的に有力な原因であると認めることはできない。

(5) 医証について検討すると、以下のとおりである。

ア E医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、①X線上、L5／S1間に椎間板症、②重量物運搬の繰り返しにより、腰椎椎間板症が発症したと考えられる、③平成〇年又は同〇年に発症した腰痛との関連はある旨の意見を述べている。

イ F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、①X線上、L 4／5 間が椎間板の厚さが狭い、②外傷性腰椎椎間板ヘルニアの発症原因について、請求人は、初診時に重量物よりもフォークリフトの振動を訴えていたと述べている。

ウ G医師は、平成○年○月○日の審査官との面談において、要旨、①H医院のカルテには、L 5／S 1 ヘルニアの記載があるが、他覚的なヘルニアの症状は記載されていない。F医師は、L 4／5 の椎間板の狭小化はあるが、それ程ひどいとはいえず、E医師とも言うことが違っている。外傷性腰椎椎間板ヘルニアであるか確定的な診断はできない。X線上は胸腰椎部に著しく病的な変性は認められないが、少し老化が出ている、②平成○年又は同○年に発症した腰痛と今回との腰痛について、関連性があるとする医学的根拠はない、③腰痛の原因は日常生活の状況なども関連するのでわからないが、フォークリフトの運転業務によって発症するとは考えられないと述べている。

エ 当審査会において、各医師の意見や診療録・X線画像等の医証を精査したところ、「外傷性腰椎椎間板ヘルニア」と診断できうる医学的根拠は明らかでなく、また、前記（３）、（４）で検討した業務内容等からも、「フォークリフトの運転業務で発症するとは考えられない。」とするG医師の意見は妥当なものであると判断する。

- ３ 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。